

2024 年 9 月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 カ国/地域・34 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

インド 2024 年度国家予算案に関して

インド財務省は 7 月 23 日に 2024 年度(2024 年 4 月～2025 年 5 月)国家予算案を発表しました。歳出総額 48 兆 2,051 億ルピー(約 86 兆 7,692 億円)であり、前年度の修正予算から 7.3%増、借入を除く税収等の歳入は 31 兆 2,920 億ルピー(15.9%増)となりました。

財政赤字は対 GDP 比 4.9%と前年度の 5.8%からは縮小する見込みとなっております。

また特筆すべき箇所としては、中間層に対する個人所得税の減税や外国法人に対する法人税の引き下げ、M&A 税制の簡略化等があります。

今回の予算案は、モディ政権(与党インド人民党)が今年の 4 月から 6 月にかけて行われたインド議会下院選挙で、当初の予想とは異なり議席数を減らし苦戦を強いられた経験から、2 月に発表された暫定予算案を修正する形での発表でした。経済成長の恩恵を受ける事が出来ない農村部や失業率の高い若年層の不満が蓄積している事から、都市開発や州政府の交付金、農業関係等に幅広く分配するように調整がありました。

3 期目となるモディ政権は 2047 年までにインドを先進国入りさせる「Viksit Bharat」を掲げ、多くの改革を行う事を確約しています。先進国入りへの優先課題として①農業の生産性②雇用とスキル③人材育成と社会的正義④製造業とサービス業⑤都市開発⑥エネルギー安全保障⑦インフラ⑧イノベーション、研究開発⑨次世代改革を挙げています。

また上記に関連して今回の予算案では外国法人への政策も変更となりました。モディ政権では外資を誘致し「Make in India」を実現する為に、2024 年度予算案では外国法人の基本税率を 40%から 35%へ引き下げる事にしました。その他にも携帯電話の部品輸入時の関税率を 20%から 15%に引き下げる事も発表されました。

その他、雇用分野においてもスタートアップ企業や中小企業に対する財政支援、税制での優遇措置、5 年間で 1,000 万人の若年層にトップ企業でのインターンシップの機会を設ける事も発表されております。

今後もインドへの進出が加速する事が予測される為、日系企業各社様は今後発表される内容を注視していく必要があると思われます。

以上

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

今井 芙紗子（コンサルタント） fu.imai@faircongrp.com

森田 浩資 ko.morita@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

【インドネシアにおけるフランチャイズ規制の変遷と今後の展望：PP No. 35/2024 の導入による業界への影響】

2024 年 9 月 2 日、インドネシア政府は、2024 年政府規則第 35 号（PP 35/2024）を制定し、フランチャイズ事業の規制に関する新たな枠組みを導入した。この規則は、2019 年通商省規則第 71 号（Permendag 71/2019）を改正したものである。

PP 35/2024 と Permendag 71/2019 は、共にインドネシアにおけるフランチャイズ事業を効果的に規制することを目的としているが、PP 35/2024 は特に、事業運営基準、財務監査、コンプライアンス違反に対する制裁について新たな要件を導入し、フランチャイズシステムをより構造化かつ透明化している。規制枠組みの主な更新内容は以下の通りである。

	ポイント	Permendag 71/2019 (旧)	PP No. 35/2024 (新)
1	事業要件	フランチャイズ事業要件を満たす必要はあるが、詳細な運営概要については規定されていない。	管理、マーケティング、立地要件など、詳細な運営概要が含まれている。
2	知的財産	知的財産権について言及されているが、詳細には触れていない。	商標、特許、著作権、デザイン権など、知的財産権の登録が必須。
3	STPW (フランチャイズ登録証)	国内のフランチャイズに重点を置き、インドネシア投資調整省 (BKPM) が管理する電子統合事業ライセンスシステム (OSS) での登録を求めている。	STPW の要件がすべての関係者 (外国のフランチャイザーや国内のフランチャイジーを含む) に拡大されている。
4	事業期間と監査	事業期間や財務監査の要件は含まれていない。	フランチャイズ事業が開始される前に、最低でも3年間の会社運営と公認会計士による財務監査を求めている。
5	制裁と執行	制裁について言及されているが、具体的な手順は示されていない。	行政罰の構造が明確に定められており、警告書、事業停止、STPW の取り消しなどがある。
6	地元産品と中小企業 (UMKM)	地元産品の使用を奨励しているが、明確な義務とはしていない。	地元の中小企業との協力や、地元産品の優先利用が明示的に義務付けられている。

2. 経済・社会ニュース

【インドネシア銀行の基準金利を引き下げと、その5つの理由】

インドネシア中央銀行 (BI) は、2024年9月18日、2021年2月以来初めて基準金利を6.25%から6.0%へ引き下げた。この決定は、5つの主要要因に基づいている。

1. 世界情勢: 国際金融市場の変動を背景に、BIは慎重な対応を進めており、インドネシアの金融政策にも大きな影響を与えている。
2. ルピアの為替レート: ルピアの為替レートは安定しつつあり、上昇傾向が見られる。
3. インフレ抑制: 消費者物価指数 (CPI) のインフレ率は低水準を維持しており、経済の安定に寄与している。
4. 経済成長支援: 金融政策を通じ、インドネシアの経済成長を支える施策を講じ、将来の成長を促進している。
5. 融資促進: 銀行融資の拡大を通じ、経済活性化を図る取り組みが進められている。

【不買運動の嵐！ローカルブランドがグローバルブランドを凌駕】

2024 年 5 月までに展開された「All Eyes on Rafah」キャンペーンは、イスラエル関連製品の不買運動を広めるきっかけとなり、インドネシアの消費財市場、特に電子商取引市場に大きな影響を及ぼしている。Compas.co.id の調査によると、ケア・美容カテゴリーにおいて消費者の好みが地元ブランドに明確にシフトしている。この結果、2024 年上半期のローカルブランドの販売額は 5.01 兆ルピア（約 461 億円）に達し、グローバルブランドの 4.62 兆ルピア（約 425 億円）を上回った。この傾向は新しいものではなく、2022 年度を通して、ローカルブランドが売上高でグローバルブランドを凌駕している。不買運動による市場再編は、ローカルブランドに成長の機会をもたらす一方で、グローバルブランドには新たな課題を突きつけている。

【ゴールデン・ビザ、インドネシアに 4 兆ルピア投資を呼び込む】

インドネシアのゴールデン・ビザ・プログラムは、2024 年 7 月 25 日の開始以来、500 人の申請者を集め、特に銀行部門への投資を希望する個人から約 4 兆ルピア（約 368 億円）の投資を生み出している。入国管理局長は、同プログラムが国民経済に与える潜在的影響と、外国人投資家やグローバル人材の誘致に注力していることを強調した。ゴールデン・ビザは、最長 10 年の滞在、優先的な入国サービス、ビザ更新手続きの簡素化などの特典を提供する。このビザは、インドネシアの投資先としての魅力を強化するための法・人権省の戦略的施策である。

【ヌサンタラ新首都、限定公開開始】

ヌサンタラ首都（IKN）庁は、2024 年 9 月 16 日より、セレモニアル広場およびクスマ・バンサ・ヌサンタラ公園を一般に公開している。一日の訪問者数は 300 人に限定されており、人々が東カリマンタンにおける新しい首都の開発状況を直接目にする機会を提供する。訪問者は、都市建設の現場を通じて、その進捗や計画を理解することが可能である。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKloIMSI>



オーストラリア

1. 最近の出来事総集編（2024年8月23日～9月13日）

- 8月23日号：2032年にオリンピックが開催されるブリスベンでは8月、公共交通機関の運賃が50セントになりました（一部、適用外あり）。それを踏まえて、今週はオーストラリアの州別の交通関係費用についてです。ABS（オーストラリア統計局）発表のデータをもとにABCニュースで次の様な記事がありました（対象は2023年10月～12月期）。交通関係費用は、ローンの返済額、ガソリン代、保険代、メンテナンス、登録料、公共交通機関の運賃、通行料、ロードサイドアシスタント費用で構成されています。

	交通関係 費用合計（年）	平均ガソリン代 （週）	平均公共交通 機関費用（週）
シドニー	\$27,945	\$101.61	\$50.00
メルボルン	\$27,777	\$100.41	\$50.00
ブリスベン	\$27,354	\$101.93	\$59.67
キャンベラ	\$23,493	\$102.01	\$29.72
パース	\$22,779	\$97.27	\$45.90
ダーウィン	\$22,417	\$100.85	\$20.00
アデレード	\$22,159	\$98.47	\$42.50
ホバート	\$21,289	\$99.42	\$28.00

- 8月30日号：オーストラリアでは2024年9月1日（日）は父の日になります。そんな中、今週は森林破壊（Deforestation）についてです。今週、オーストラリアの大手スーパーマーケットWoolworthは2025年末以降店舗で販売する牛肉、紙、パルプ、木材、パーム油、カカオ、大豆についてDeforestation-free（森林破壊のない）の場所で生産されたものについてのみ販売するという方針の発表がありました。背景としては環境保護の動きがありますがdeforestation-freeの定義等をどうするかなどまだまだ課題があります。
- 9月6日号：メルボルンでは今日、25度近くまで気温が上がる予定（シドニーは30度予定）で、街中でも桜が満開になっているのをよく見かけます。ただ、季節の変わり目の超暴風の日もありましたので体調管理含め、皆様お気を付けください。そんな中、今週はAFL（Australian Football League）の決勝ラウンドについてです。今月9月27日（金）が最終の決勝戦となりますが、それに先立ち昨日より決勝ラウンドが始まっています。残っているのは8チームで、うち、3チームがメルボルンのチームになっています。

- 9月13日号：先週お伝えしましたようにオーストラリアではAFL（Australian Football League）が決勝トーナメントに入り盛り上がっていますが、NRL（National Rugby League）も決勝トーナメントに入りました。NRLはシドニーのあるNSW州の方が人気が高い感じがします。そんな中、今週はオーストラリアの景気についてです。最近のABCニュースにおいて2024年度、オーストラリアの成長率がコロナ禍を除き、1991年以来の鈍化となっているとのことで、主な要因は消費の落ち込みとなっています。また、この1年で失業者数も100,000人程増えるとされています。

2. 2023-24 年度個人所得税申告

2023-24 年度個人所得税の申告期限（個人で申告される場合）が10月31日と近づいておりますので、申告期限及び適用税率等の概要について紹介します。

① 課税対象期間

2023年7月1日～2024年6月30日

② 申告期限

2024年10月31日

（申告をTax Agentに委託する場合は通常 **2025年5月15日まで延長**される）

③ 適用税率

- オーストラリア居住者（2023-24 年度）

課税所得	所得税額（累進税率）
0 - \$18,200	なし
\$18,201 - \$45,000	\$18,200 超過部分について 19%
\$45,001 - \$120,000	\$5,092 + \$45,000 超過部分について 32.5%
\$120,001 - \$180,000	\$29,467 + \$120,000 超過部分について 37%
\$180,001 -	\$51,667 + \$180,000 超過部分について 45%

（注）上表には Medicare levy（2%）を含まず

（計算例）年間の課税所得が\$160,000の場合

所得税額 $\$44,267 = \$29,467 + (\$160,000 - \$120,000) \times 37\%$

- ・ オーストラリア非居住者（2023-24 年度）

課税所得	所得税額（累進税率）
0 - \$120,000	32.5%
\$120,001 - \$180,000	\$39,000 + \$120,000 超過部分について 37%
\$180,001 -	\$61,200 + \$180,000 超過部分について 45%

※ オーストラリア居住者及びオーストラリア非居住者ともに前年度（2022-23 年度）から変更なし。来年度（2024-25 年度）より変更予定。

以上

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士） sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国執許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています
<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



シンガポール

シンガポールにおける税収の概要について

直近のシンガポールにおける税収の概要について、シンガポール内国歳入庁（IRAS）の年次報告書（2023/24 年度）が 2024 年 9 月 4 日に公表されました。直近の税収に関する概要や傾向については、以下の通りになります。

1. 概要

シンガポール内国歳入庁（IRAS）は、2023/24年度の税収総額が約803億ドルに達し、2022/23年度より17%増加したと発表しました。この増加率は、直近のシンガポールの力強い経済成長と名目賃金の上昇が反映されていると言われています。

税収額はシンガポール政府収入の約77.6%、シンガポールの国内総生産（GDP）の 11.9%を占めています。徴収された税金は、必須サービスの提供、経済成長、生活環境の向上、およびシンガポール国民の生活向上のための支援等に使用されています。また、企業と労働者を支援するために、約23億ドルの企業助成金も支給されました。

2. 税収の内訳

法人所得税は、企業収益の好調により、前年度の231億ドルから290億ドルへと25.6%増加し、IRASの税収総額の36.1%を占め、最大のシェアを占めています。これに続いて個人所得税が21.8%（175億ドル）となり、賃金の上昇と納税者数の増加により20億ドル増加しました。物品サービス税（GST）は、IRASの税収総額の20.7%（166億ドル）で3番目に多く、消費者支出の増加とGST税率の引き上げにより26億ドル増加しました。

3. 助成金の支給状況

2023/24年度において、IRASは131,000社以上の企業に約23億ドルの企業助成金を支給し、企業の雇用を支援しました。主な助成金として、累進給与補助金制度（PWCS）、高齢者雇用クレジット制度（SEC）、雇用促進インセンティブ制度（JGI）が挙げられます。

累進給与補助金制度 (Progressive Wage Credit Scheme : PWCS)	現地従業員の昇給の一部を政府が負担する制度であり、16億7,000万ドルを支給し、8万1,000以上の雇用企業に暫定的な賃金支援を提供している。
高齢者雇用クレジット制度 (Senior Employment Credit : SEC)	高齢者への給与の一部を政府が負担する制度であり、8万2,000以上の雇用企業に対し、3億1,100万ドルを支給し、高齢者の再雇用等を支援している。
雇用促進インセンティブ制度 (Jobs Growth Incentive : JGI)	一定の要件を満たす新規採用の現地従業員への給与の一部を政府が負担する制度であり、1億7700万ドルを支給し、21,000以上の雇用企業の現地採用を支援している。

4. 税務コンプライアンス強化の取り組み

IRASは、より多くの企業が会計システムや給与計算システムから効率的に税務申告手続を行えるように、システム開発や強化にも取り組んでいます。最新の取り組みについては以下の通りです。

- InvoiceNow : いわゆる電子請求書の仕組みであり、IRASはGST登録企業に、電子請求書データをIRASに直接送信できるInvoiceNowの段階的な導入を義務付けています。（2025年11月以降、自主的にGST登録する新規設立企業から導入され、2026年4月以降はすべての新規の自主GST登録企業に義務付けられる予定です。）
- One-Stop Payroll (OSP) : IRASは関連当局と連携し、OSPによる給与計算システムを使用することで、雇用企業の賃金関連情報をIRASおよび関連当局へ効率的に提出する仕組みの開発に取り組んでいます。

IRASは、効率的な税務申告手続の開発に取り組む一方で、正当な税金の支払いを遵守しない納税者に対しては断固たる措置を講じるよう警戒を続けており（2023/24年度においては、9,590件の税務調査を行い、約8億5,700万ドルの税金と罰金を徴収）、各企業においては引き続き適切な税務コンプライアンスを維持する必要があります。

以上

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>





タイ

【7%VAT 税率 1 年間延長】

2024 年 9 月 17 日付歳入庁広報 29/2566 号により、タイの VAT 税率 7%（地方税を含む）の引下げ措置がさらに 1 年間延長されることになりました。タイの VAT 税率は歳入法では 10%とされていますが、1997 年のアジア通貨危機による景気低迷を受けて暫定的に引き下げられています。通常、1 年ごとに軽減税率が延長されており、前回は 2024 年 9 月 30 日までの適用でしたが、今回の決定により 2025 年 9 月 30 日までの適用となります。

歳入庁広報 29/2566 号

https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/lorkhor/newsbanner/2024/9/PR_VAT_17092567.pdf

以上

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士）yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント）yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴（日本国公認会計士）hi.nakajima@faircongrp.com



ニュージーランド

ニュージーランドの GST について

GST は、GST 登録者がニュージーランドで提供する商品およびサービスに課される税金です。輸入品および輸入サービスにも適用される場合があります。通常、15%の税率で課税されます。

A. GST の仕組み

- GST 登録する場合、ニュージーランドで提供する商品およびサービスに対して GST（以下、売上 GST）を課す必要があります。また、サプライヤーからの仕入や経費に対して課され GST（以下、仕入 GST）は控除や還付対象となります。
- 仕入 GST よりも売上 GST が多い場合、その差額を納税する必要があります。
- 売上 GST よりも支払 GST が多い場合、その差額は還付されます。

B. GST 登録

次の条件に該当する場合、GST 登録をする必要があります。

- 過去 12 か月間の売上高 が NZD 60,000 を超える場合、または
- 今後 12 か月間に NZD 60,000 を超える見込まれる場合

上記に該当しない場合でも、任意で GST 登録することが出来ます。

C. GST 免除対象の商品やサービス

以下の例のような、一部の商品やサービスには GST が課せられません。

- 居住用住宅としての不動産賃料
- 受取利息
- 非営利団体による、寄付された商品販売やサービス提供
- 特定の金融サービス。

D. GST 計算方法

GST 計算方法は以下の 3 つから選択します。

名称	計算方法（GST 認識時）	適用要件
支払基準	売上 GST：顧客からの支払受領時 仕入 GST：サプライヤーへの購入代金の支払時	過去 12 か月間（または今後 12 か月間）の課税対象供給の合計額が NZD 200 万以下の場合
発生基準	売上 GST：顧客への売上インボイス発行時 仕入 GST：サプライヤーがインボイス発行時	要件なし
ハイブリッド基準	売上 GST：顧客からの支払受領もしくは、顧客への売上インボイス発行のうちどちらか早い方の時期 仕入 GST：サプライヤーへの購入代金の支払時	要件なし

E. GST 申告頻度

GST 申告頻度は以下の 3 つから選択します。

申告頻度	適用要件
月次	12 か月間の年間売上高が NZD 2,400 万を超える場合、月次申告となります。
2 か月毎	12 か月間の売上高が NZD 2,400 万以下の場合、月次もしくは 2 か月毎オプションから選択できます。
6 か月毎	12 か月間の売上高が NZD 50 万未満の場合、月次・2 か月毎・6 か月毎のオプションから選択できます。

F. 申告期限

申告期限は課税期間の終了月の翌月の 28 日です。ただし、以下の終了月は異なります。

課税期間の終了月が 11 月の場合、申告期限は翌年の 1 月 15 日です。

課税期間の終了月が 3 月の場合申告期限は同年の 5 月 7 日です。

また GST 申告期限が週末または祝日に当たる場合は、翌営業日が期限となります。

以上

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

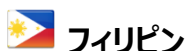
Tel : +64 9 985 5614

藤原 裕美（豪州公認会計士）hi.fujiwara@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>



1. POGO 全面撤廃の背景と直近の動向

前稿で海外向けオンラインギャンブル運営業者(POGO: Philippine Offshore Gaming Operator)が全面的に禁止される大統領令に関して掲載したが、今回は本大統領令に至るまでの背景と直近の動向を説明したい。POGOとは、ドゥテルテ前政権下の 2016 年に導入された制度でフィリピン当局が認可を与えたオンラインギャンブル事業者を指している。近年は犯罪拠点となっていると問題視されており、2024 年 3 月タルラック州バンバン市の POGO 運営企業が組織犯罪対策委員会の捜査対象となり、摘発が行われた結果、人身売買やマネーロンダリング、投資詐欺等の証拠が発見された。また、摘発を受けた POGO 運営企業が前バンバン市長のアリス・グオ氏と深く関わりがあったことが発覚し、加えてアリス・グオ氏は中国籍でありながら不正にフィリピン国籍を取得していたという疑いが生じた。中国人スパイではないと主張し続けていたアリス・グオ氏であるが、フィリピン上院の公聴会を欠席したことで逮捕命令が出されていた。その後、フィリピンを密出国しインドネシアで拘束された後、現在はフィリピンの留置所にいる。アリス・グオ氏を巡っては、フィリピン移民局(BI: Bureau of Immigration)の長官がアリス・グオ氏の密出国を防げなかったと解任されるなど、様々な方面への影響が出ているためフィリピン国内でも注目を集めている。POGO 全面禁止という大統領令の発令により、地方自治体への会社登録申請や外国人への就労ビザ申請の審査が厳しくなる等、外国企業や外国人駐在員への影響も少なからず出ている。

2. EOPT 法として知られる共和国法第 11976 号の規定を施行する歳入規則 No.4-2024 による申告及び納税に関してよくある質問とその回答の公表

フィリピン内国歳入庁 (BIR: Bureau of Internal Revenue) は 2024 年 8 月 7 日に公表された歳入覚書回状 (RMC: Revenue Memorandum Circular) No.87-2024 において、同年 1 月に成立した納税簡易化法(EOPT: Ease of Paying Taxes Act)において変更が発生した税務申告書の申告手続き、納税手続きについて、Q&A 形式で追加説明がされている。当該 RMC の内容は既に公表されている各種通達のもと同様であるものの、業種や規模に関わらず多くの納税者の実務に直接影響を及ぼすものであるため、本稿で改めて要点を解説したい。

主な Q&A の内容は以下の通り。

- 税務申告書はすべて電子的に提出しなければならない。eFPS(eFiling and Payment System)に登録されている納税者は、当該プラットフォームを引き続き使用する必要がある。
- ただし、システムダウン等により eFPS が利用できない場合は、eBIRForms に切り替えることが可能である。
- 当該切り替えにおいては、内国歳入庁長官(CIR:Commissioner of Internal Revenue)、もしくはその代理人に対して、切り替えに関する正当な理由を説明することで、eFPS 以外の方法による申告が許可される。
- eFPS の使用を義務付けられているが、まだ登録されていない納税者は、eFPS の登録が承認されるまで eBIRForms を使用して電子的またはマニュアル(現金もしくは小切手)で税金を支払うことができる。

- 電子プラットフォームがシステムダウンした場合、納税者は歳入徴収担当官（RCO:Revenue Collection Officer）または公認代理銀行（AAB:Authorized Agent Bank）へマニュアル(現金もしくは小切手)で税金を支払うことができる。RCO は 2 万ペソまでの現金支払いを受け入れることができるが、小切手支払いには制限がない。
- 税務申告書への添付書類は、eAFS または eSubmission 機能を使用して電子的に提出する必要がある。これらのプラットフォームが利用できない場合は、該当する BIR 地区事務所(RDO:Revenue District Office)へ紙媒体で提出することができる。
- 当該規則の施行に伴い、“提出方法誤り(Wrong Venue)”による 25%の追加ペナルティ制度が廃止された。これにより、登録した BIR 地区事務所（RDO）の管轄外にある AAB でもペナルティなしで申告・納税することが可能となる。
- ただし、遅延申告の場合、納税者は AAB で支払いをする前に、ペナルティの計算及び金額の確定のために RDO を訪問する必要がある。
- 通達には、納税が AAB に対して行われるか、RCO に対して行われるかに応じて、納税のための小切手を発行するための具体的な指示が記載されている。AAB のシステムがオフラインの場合、納税者は同じ AAB の別の支店で支払うことができ、支店名、氏名、納税者識別番号（TIN）が小切手の裏に記載されていることを確認する必要がある。

3. 8 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
8 月 14 日	BIR	RMC No.91-2024	歳入規則 No .11-2024 により改正された 歳入規則 No .7-2024 に基づく BIR への 登録手順の明確化

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士）sho.okubo@faircongrp.com

渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/1Skwfwir8-E&t=1s>

★ ベトナム

ベトナムでの親子ローン（オフショアローン）取り組み時の留意点

1. はじめに

ベトナムの子会社が、資金調達で親会社からの親子ローン（オフショアローン）を取り組む際にベトナム中央銀行（SBV: State Bank of Vietnam）への手続きなど、事前確認が必要な箇所があります。

本稿では、オフショアローンを行う上での留意点について解説いたします。

2. 短期ローンと中長期ローンの各項目比較

オフショアローン実行前に、以下の手続きおよび留意点の確認が必要です。

		短期ローン (貸付期間 1 年以内)	中長期ローン (貸付期間 1 年超)
使用用途		リファイナンス（借り換え）または、 短期債務支払（運転資金）に限定	制限なし (設備投資や給与支払い等も可 能)
ベトナム 中央銀行 への対応	ローンの登録	不要	必要 (※)
	月次報告書 (オフショアローン の調達/支払状 況)	必要	必要
留意点		- ローン着金後、資金を使用するま での間は、<u>最長 1 か月</u> - リファイナンス目的の場合： - 借入額は、未払ローン、利息、 その他のローンの費用の合計を 超過できない - 資金到着後 <u>5 営業日以内</u>に 未払ローンの返済が必要 - 使用する口座： 直接投資口座（DICA）もしくは 外国ローン専用口座	- 借入額は、投資登録証明書 (IRC) 上の総投資額と払込資 本の差額を超過できない。超過す る場合は、先に IRC の総投資額の 修正が必要。 - 使用する口座口座： 直接投資口座（DICA）もしくは 外国ローン専用口座

(※) ベトナム中央銀行（SBV）への貸付期間 1 年超の中長期ローンの登録について

	内容	ベトナム中央銀行（SBV）への登録 申請期限
1	新規の中長期ローン	契約締結日から 30 営業日以内
	短期ローンから中長期ローンへの切り替え	
2	最初の借入金引出日から <u>1 年経過前</u> に ローン返済期限延長する場合	延長合意書の締結日から 30 営業日 以内
3	- 延長する短期ローンの延長分含めた借入期間合計が 1 年 以上かつ、 <u>延長合意書の署名日が最初の借入金引出日から 1 年満 了日以降</u>となる場合 - 最初の借入金引出日から <u>1 年満了日時点で未払いの元 利金があり、延長合意書未締結</u>の短期ローン	最初の借入金引出日の 1 年満了日から、 <u>60 営業日以内</u> ただし、最初の借入金引出日の 1 年満了 日から 30 営業日以内に未払い元利金の 返済完了する短期ローンは、 <u>登録不要</u> 。
- 貸付期間 1 年超の中長期ローンは、ベトナム中央銀行（SBV）への規定期限内の登録が必要です（登録 遅延に対し、罰則規定あり）。 - 特に短期ローン調達後に中長期ローンへ切り替える場合、登録遅延とならないように注意が必要です。 - 現金貸付の場合、借り手の銀行口座への「着金日」が借入金の「引出日」とみなされる。		

3. 主な提出書類（新規取り組み時の一般）

- 申請書
- 借り手の投資登録許可証（IRC）、企業登録許可証（ERC）の公証版
- ローン契約書
- 借入金の使途使用説明書類（事業計画等）
- 借入金の返済計画書

4. 税金：外国契約者税（FCT）

- オフショアローンの支払利息**：外国契約者税（FCT）5%（みなし VAT 0%、CIT 5%）
- 申告・納税期限**：利息支払発生日から 10 日以内

5. 法規定

- 通達 No.08/2023/TT-NHNN
- 省令 12/2022/TT-NHNN 第 11 条、15 条、第 26 条

6. おわりに

オフショアローンの要件は煩雑で、オフショアローンの調達、返済、登録、使用、報告に関する規定の不順守の為にベトナム中央銀行（SBV）からの罰金や、ローン登録不可とされるケースが散見されており、リスク回避対策が重要です。特に、短期ローンから中長期ローンへの切り替えとなる場合は、事前に手続きを確認しておく必要があります。罰金リスク回避の為に、不明な点がございましたら専門家のアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

以上

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔（日本国公認会計士）da.ishii@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山 暁彦（日本国公認会計士）ak.hayama@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>



マレーシア

上場企業のバーチャル株主総会の禁止へ

マレーシア証券委員会（SC）とマレーシア証券取引所は 8 月 30 日に共同声明により、2025 年 3 月 1 日以降、上場企業によるバーチャルのみの株主総会は禁止すると発表しました。SC は今後、詳細を発表するとしています。

バーチャルのみの株主総会は、新型コロナのパンデミックを受けて認められるようになりましたが、パンデミックが終息したにもかかわらずバーチャル開催は慣例化し、2024 年上半期には上場企業の半数以上がバーチャルのみで年次総会を開催していました。今後、上場企業は対面による株主総会、もしくは対面とバーチャルのハイブリッド方式の株主総会の開催が義務づけられることになります。

SC 会長は、パンデミックの間はバーチャル総会が必要であったが、上場企業はハイブリッドまたは対面式の会議形式

に移行する時期がきていると言明しました。株主総会、特に年次総会は、経営陣が出席すべき重要な会議だとし、透明性確保と説明責任を果たさせる事で企業のガバナンス強化につながる、と述べています。

また、マレーシア証券取引所の最高経営責任者（CEO）も、アクセシビリティと対面の適切なバランスをとるハイブリッド方式を支持していると言明したため、今後の動向を注視する必要があります。

その他、最近の会社法トピック

- 実質的所有者（BO: Beneficial Owner）の届け出義務化

2024年3月号のニュースレターでお伝えした、BOの届出期限が、9月末となっています（当初は6月末期限でしたが、9月末に延期されました）。すべての企業は、BO情報を入手・保管・更新し、SSMに報告する必要があり、e-BOSシステムを通じて、BO情報を提出することが求められますので、ご留意下さい。

以上

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎（日本国公認会計士）ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜（日本国公認会計士）ri.ikeda@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/5aIfxofcfrU>

<https://youtu.be/jSdnxYrhBrE>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。 チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>





越境ワーク 東南アジア編

<https://youtu.be/g5fq1dsP7Qg>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。